

新とちぎ未来創造プラン評価会議設置要綱

(設置)

第1条 新とちぎ未来創造プラン（以下「プラン」という。）の推進に当たり、専門的見地から意見を聴取するため、新とちぎ未来創造プラン評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) プランの現状評価に関すること。
- (2) プランの推進に係る課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) その他必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 評価会議は、委員 20 名程度をもって組織する。

- 2 評価会議の委員は、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・報道機関、関係団体等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和 13（2031）年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 評価会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、評価会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 評価会議の庶務は、栃木県総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8（2026）年 4 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 13（2031）年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の評価会議は知事が招集する。